

建設技術審査証明事業(建築技術)審査技術概要シート

建設技術審査証明事業実施機関

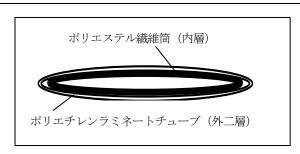


一般財団法人**日本建築センター** The Building Center of Japan

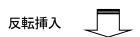
[審]	至証明番号/有効期限]	BCJ-審査証明-57/2029 年 9 月 14 日
[技術	青の名称]	排水管更生技術「マルライナー工法」
[依輔	頁者 (審査証明取得者)]	株式会社 マルナカ

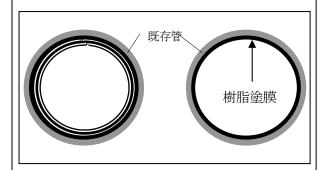
「技術概要]

マルライナー工法は、既存集合住宅の劣化した排水立て管を、マルライナーチューブを用いて更生する技術である。マルライナーチューブは、内層をポリエステル繊維筒編み、外二層を特殊ポリエチレンチューブとする三層で構成されている。マルライナーチューブ内にエポキシ樹脂を含浸させた含浸マルライナーチューブを排水立て管内に芯材内層と外二層を反転させながら空気圧で配管の中に挿入し、内層のポリエステル繊維筒が排水立て管に内接しながら伸張して、パイプ形状の樹脂塗膜を形成する。



含浸マルライナーチューブ (含浸マルライナーチューブは、マルライナーチューブ のポリエステル繊維筒に樹脂を含浸したもの)



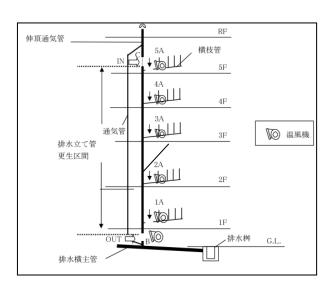


反転挿入後の状態 (ポリエチレンラミネート チューブ二層分は、樹脂 硬化後に抜き取る) 完了 (既存管に内接して 樹脂塗膜が形成さ

れる)

【マルライナー工法の概要図】

マルライナー工法の主要な工程の作業標準を排水管系統図で示す。



【排水管系統図例】

[開発の趣旨]

既存集合住宅の劣化した排水立て管の更生を目的 とし、配管を取り外すことなく、管の内側に均質で 厚い樹脂塗膜を形成することができ、さらに、異な る径の管が接続された配管、曲がり管及び孔のあい た管についても適用できる工法を開発する。

[開発目標及び審査証明結果]

本技術について、前記の開発の趣旨及び開発の目標に照らして審査された結果は、以下のとおりである。

- (1) 更生する既存排水立て管の付着物や錆の除去が 塗膜下地として十分な程度に行えるものと判断さ れる。
- (2) 厚さ 1.5mm 以上の塗膜が均質に形成できるもの と判断される。
- (3) 立て管に孔がある場合でも実用に耐える塗膜が形成できるものと判断される。
- (4) 立て管と横枝管の分岐継手部においても耐久性 のある塗膜が形成できるものと判断される。
- (5) 形成した塗膜が溶出し、排水に悪影響を及ぼさないものと判断される。

[本技術の問い合わせ先]

企業名:株式会社マルナカ

部署名:営業部

担当者名:矢田 大樹

TEL: 0463-79-6161 FAX: 0463-79-6160

技術紹介サイト

https://www.maruliner-honbu.co.jp

